

## 日連公認指導者が S 協ライセンスを取得するための運用要項

### 1 趣旨

S 協ライセンス制度の 2020 年度運用開始を円滑に実施できる環境整備と日連公認指導者への配慮のため本要項を制定する。

本要項により、S 協ライセンス制度に基づく資格検定試験が各統括支部において本格的に実施されるまでの期間、日連公認指導者の S 協ライセンス取得の手続きを定めるものである。

### 2 日連公認指導者に対する特例

2019 年 7 月から 2020 年 6 月までの期間、日連公認指導者の S 協ライセンス資格認定は書類審査により実施する。

### 3 書類審査の実施

書類審査は、ライセンス特別委員会委員を含む若干名の審査員で構成されるライセンス審査会で実施する。

- 1) ライセンス審査会は年間 4 回（9 月、12 月、3 月、6 月）開催する。
- 2) ライセンス審査員はライセンス特別委員長が選任し、会長が委嘱する。

### 4 日連公認指導者が S 協ライセンスを取得するための手順

- 1) S 協ライセンスの取得を希望する日連公認指導者は、所定の検定受験料を添えてライセンス特別委員会に「スクエアダンス実技指導者ライセンス取得申請書」を提出する。
- 2) ライセンス特別委員会は審査会を開催し、提出された「スクエアダンス実技指導者ライセンス取得申請書」の内容を審査し合否を判定する。ただし、審査の結果、申請内容等が書類審査の判定基準と相違するときは、申請層別を変更して合否を判定する場合がある。
- 3) ライセンス特別委員会は合否の結果を受験者に通知し、合格者には登録料納付通知書を送付する。
- 4) 合格者は所定の登録料を S 協事務局に納付する。
- 5) ライセンス特別委員会は登録料受領を確認して最終認定を行う。
- 6) ライセンス特別委員会は合格者に公認証書とライセンス章を授与し、所属する統括支部にはライセンス取得者名簿を送付する。

### 5 書類審査による判定の基準（\*判定基準が複数ある場合は、何れか一つを満たすものとする。）

SD コーラー・コーチ	全国講習会及び統括支部、地区委員会、県連が主催する講習会・研修会でコーラー・コース又はキューア・コース、インストラクター・コースの講師を務めた経験がある 3 級以上の日連公認指導者
RD インストラクター・コーチ	同上
CWD インストラクター・コーチ	同上
SD シニア・コーラー	全国講習会及び統括支部、地区委員会、県連が主催する講習会・研修会でダンサー・コースの講師を務めた経験がある
RD シニア・インストラクター	同上
CWD シニア・インストラクター	ゲストコーラー又はゲストキューア、ゲストインストラクターの経験がある 講習会や外部のパーティーでワークショップの経験がある
SD コーラー	例会や外部のパーティーでコールの経験がある 例会でワークショップの経験がある
RD インストラクター	例会でワークショップの経験がある
RD キューア	例会や外部のパーティーでキューイングの経験がある
CWD インストラクター	クラブ例会や外部のパーティーでラインダンスの指導経験がある